

鈴鹿市資料館条例施行規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市規則第 3 7 号

鈴鹿市資料館条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、鈴鹿市資料館条例（平成 1 7 年鈴鹿市条例第 3 2 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(閲覧又は利用の申請等)

第 2 条 条例第 7 条第 1 項の許可を受けようとするものは、郷土の考古、歴史、民俗等に関する資料（以下「郷土資料」という。）を閲覧する場合にあっては鈴鹿市資料館郷土資料閲覧申請書（第 1 号様式）を、郷土資料を利用する場合にあっては鈴鹿市資料館郷土資料利用申請書（第 2 号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、内容を審査し、適当と認めたときは、郷土資料の閲覧にあっては鈴鹿市資料館郷土資料閲覧許可書（第 3 号様式）を、郷土資料の利用にあっては鈴鹿市資料館郷土資料利用許可書（第 4 号様式）を、不適当と認めたときは、郷土資料の閲覧にあっては鈴鹿市資料館郷土資料閲覧不許可通知書（第 5 号様式）を、郷土資料の利用にあっては鈴鹿市資料館郷土資料利用不許可通知書（第 6 号様式）を申請者に対して交付するものとする。

(許可の取消し及び停止)

第 3 条 市長は、条例第 8 条第 1 項の規定により閲覧若しくは利用の許可を取り消し、又はその効力を停止するときは、鈴鹿市資料館郷土資料閲覧・利用許可取消し・停止通知書（第 7 号様式）により閲覧者又は利用者に通知するものとする。

(資料の貸出し)

第 4 条 条例第 9 条ただし書の規定により貸し出す場合の貸出期間は、貸出しの日から 3 0 日以内とする。ただし、郷土資料の貸出期間中であっても市長の指示に違反した場合は、当該郷土資料を返還させることができる。

(参観者の遵守義務)

第5条 鈴鹿市資料館（以下「資料館」という。）を参観する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- （1） 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は滅失する行為をしないこと。
- （2） 他人に危害又は迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- （3） 所定の場所以外で火気を使用し、又は喫煙しないこと。
- （4） 寄附金を募集し、又は物品を販売しないこと。
- （5） 所定の場所以外で郷土資料の利用をしないこと。
- （6） 許可なくして展示品又は郷土資料の模写又は撮影をしないこと。
- （7） 前各号に掲げるもののほか、資料館職員の指示に従うこと。

（補則）

第6条 この規則に定めるもののほか、資料館の管理運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

第 1 号様式（第 2 条関係）

年 月 日

（宛先）

申請者 住 所
団体名
氏名（代表者）
電話番号

鈴鹿市資料館郷土資料閲覧申請書

次のとおり郷土資料を閲覧したいので、鈴鹿市資料館条例施行規則第 2 条第 1 項の規定により申請します。

1 閲覧郷土資料 （書き切れない場合は、別紙を添付すること。）

目録番号	郷 土 資 料 名	資料館名

2 閲覧目的 []

3 閲覧日時

第一希望 年 月 日
時 分から 時 分
第二希望 年 月 日
時 分から 時 分

第2号様式（第2条関係）

年 月 日

（宛先）

申請者 住 所
団体名
氏名（代表者）
電話番号

鈴鹿市資料館郷土資料利用申請書

次のとおり郷土資料を利用したいので、鈴鹿市資料館条例施行規則第2条第1項の規定により申請します。

- 1 利用郷土資料 （書き切れない場合は、別紙を添付すること。）

目録／番号

資料名

- 2 利用内容 撮影 掲載（出版・新聞・その他） 放送 その他（ ）

撮影（取材）日時 年 月 日 時 分から 時 分

- 3 利用目的 []

- 4 掲載に際して （掲載書名・クレジットは必ず御記入ください。）

掲載書・雑誌名 「 」

発 行 日 年 月 日

発 行 部 数 部

対 象 読 者

定 価 円（税込）

掲載に当たっては、以下のクレジットを掲載します。

[]

第 3 号様式（第 2 条関係）

第 号
年 月 日

様

鈴鹿市長 印

鈴鹿市資料館郷土資料閲覧許可書

年 月 日 付けで申請のありました郷土資料の閲覧について、鈴鹿市資料館条例第 7 条の規定により下記のとおり許可します。

記

1 閲覧郷土資料

目録番号	郷 土 資 料 名	資料館名

2 閲覧目的 []

3 閲覧日時
年 月 日 時 分から 時 分まで

※ 閲覧に際しては、係員の指示に従うこと。

第 4 号様式（第 2 条関係）

第 号
年 月 日

様

鈴鹿市長 印

鈴鹿市資料館郷土資料利用許可書

年 月 日 付けで申請のありました郷土資料の利用について、鈴鹿市資料館条例第 7 条の規定により下記のとおり許可します。

記

利 用 的 目 的	
利 用 内 容	撮影 掲載（出版・新聞・その他） 放送 その他（ ）
目 録	—
資料名	
参 考 事 項	

注意事項

- 1 写真原版に係る著作権は、鈴鹿市に帰属するものであること。
- 2 出版掲載物の中に、鈴鹿市所蔵の旨を明記すること。
- 3 寄託資料については、必ず寄託者の承諾を得ること。
- 4 出版物を鈴鹿市に寄贈すること。
- 5 申請書に記載した目的以外に利用しないこと。
- 6 著作権法上の問題が生じた場合は、申請者がその全ての責任を負うこと。

第 5 号様式（第 2 条関係）

第 号
年 月 日

様

鈴鹿市長 印

鈴鹿市資料館郷土資料閲覧不許可通知書

年 月 日 付けで申請のありました郷土資料の閲覧について、下記の理由で不許可を決定したので、鈴鹿市資料館条例施行規則第 2 条第 2 項の規定により通知します。

記

不許可理由

第 6 号様式（第 2 条関係）

第 号
年 月 日

様

鈴鹿市長 印

鈴鹿市資料館郷土資料利用不許可通知書

年 月 日 付けで申請のありました郷土資料の利用について、下記の理由で不許可を決定したので、鈴鹿市資料館条例施行規則第 2 条第 2 項の規定により通知します。

記

不許可理由

第 7 号様式（第 3 条関係）

第 号
年 月 日

様

鈴鹿市長 印

鈴鹿市資料館郷土資料閲覧・利用許可取消し・停止通知書

年 月 日 付け鈴 第 号で許可した郷土資料の閲覧・利用について、下記
のとおり決定したので、鈴鹿市資料館条例施行規則第 3 条の規定により通知します。

記

- 1 決定の内容 許可取消し・停止
- 2 閲覧・利用日時 年 月 日 時 分から
年 月 日 時 分まで
- 3 閲覧・利用目的
- 4 閲覧・利用郷土資料
- 5 1 の理由